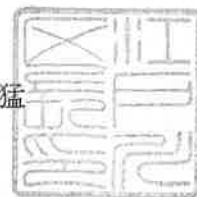


江戸川区労働報酬等審議会
会長 横山 和子 殿

江戸川区長 斉藤 猛



諮 問 書

江戸川区公契約条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記の案件について諮問します。

記

| | |
|--|-----------------------|
| 諮問案件 | 令和 4 年度労働報酬下限額の設定について |
| 別紙のとおり、令和 4 年度労働報酬下限額を定めることについて意見を聴取します。 | |

【参考：江戸川区公契約条例】

(労働報酬下限額)

第二十一条 区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- 一 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- 二 業務委託契約及び指定管理協定 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第十九条第一項に規定する報酬の額

2 区長は、前項の規定により労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、第一項の規定により労働報酬下限額を定めたときは、これを公告するものとする。

令和4年度 労働報酬下限額の設定について

1. 工事請負契約

(1) 江戸川区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：江戸川区公契約条例第21条

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- 一 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（以下、「公共工事設計労務単価」という。）

ア 労働者等・一人親方

【考えられる方策】

農林水産省及び国土交通省が令和3年3月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の47職種については、令和4年度の江戸川区労働報酬下限額を、それぞれの単価額から 100分の90を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

農林水産省及び国土交通省が令和3年3月に発表した東京都における公共工事設計労務単価のうち、設定されない4職種については、令和4年度の江戸川区労働報酬下限額を、過去に東京都が示した参考値に対し、他の47職種の上昇率を平均して算出した割合を乗じて得た額から100分の90を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

イ 未熟練工（見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下、「未熟練工等」という。）

【考えられる方策】

未熟練工等における令和4年度の江戸川区労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価の職種「軽作業員」の単価額から 100分の70を乗じて得た金額とする。

(2) 工事請負契約における令和4年度労働報酬下限額案

ア・イとも、今後、公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

ア．労働者等・一人親方

1日あたり 単位：円

| | 職種 | 労働報酬下限額 | | 職種 | 労働報酬下限額 |
|----|---------|---------|-----------------|----------|---------|
| 01 | 特殊作業員 | 22,230 | 27 | 普通船員 | 21,690 |
| 02 | 普通作業員 | 19,440 | 28 | 潜水士 | 37,260 |
| 03 | 軽作業員 | 14,040 | 29 | 潜水連絡員 | 26,280 |
| 04 | 造園工 | 19,440 | 30 | 潜水送気員 | 25,650 |
| 05 | 法面工 | 24,390 | 31 | 山林砂防工 | 24,210 |
| 06 | とび工 | 25,110 | 32 | 軌道工 | 42,030 |
| 07 | 石工 | 24,570 | 33 | 型わく工 | 23,670 |
| 08 | ブロック工 | 22,770 | 34 | 大工 | 23,040 |
| 09 | 電工 | 23,130 | 35 | 左官 | 24,930 |
| 10 | 鉄筋工 | 24,840 | 36 | 配管工 | 21,150 |
| 11 | 鉄骨工 | 23,130 | 37 | はつり工 | 22,590 |
| 12 | 塗装工 | 26,280 | 38 | 防水工 | 26,910 |
| 13 | 溶接工 | 28,170 | 39 | 板金工 | 25,740 |
| 14 | 運転手(特殊) | 22,140 | 40 | タイル工 | 21,031 |
| 15 | 運転手(一般) | 18,270 | 41 | サッシ工 | 23,130 |
| 16 | 潜かん工 | 27,360 | 42 | 屋根ふき工 | 15,260 |
| 17 | 潜かん世話役 | 32,220 | 43 | 内装工 | 25,200 |
| 18 | さく岩工 | 27,810 | 44 | ガラス工 | 23,130 |
| 19 | トンネル特殊工 | 26,460 | 45 | 建具工 | 22,364 |
| 20 | トンネル作業員 | 22,320 | 46 | ダクト工 | 20,610 |
| 21 | トンネル世話役 | 30,240 | 47 | 保温工 | 20,430 |
| 22 | 橋りょう特殊工 | 27,360 | 48 | 建築ブロック工 | 21,697 |
| 23 | 橋りょう塗装工 | 28,080 | 49 | 設備機械工 | 20,700 |
| 24 | 橋りょう世話役 | 32,040 | 50 | 交通誘導警備員A | 14,040 |
| 25 | 土木一般世話役 | 22,950 | 51 | 交通誘導警備員B | 12,510 |
| 26 | 高級船員 | 27,450 | は「考えられる方策」により算出 | | |

イ．未熟練工等

| | |
|---------|--------------|
| 労働報酬下限額 | 1日あたり10,920円 |
|---------|--------------|

2. 業務委託契約・指定管理協定

(1) 江戸川区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：江戸川区公契約条例第 21 条

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

二 業務委託契約及び指定管理協定 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第十九条第一項に規定する報酬の額

【考えられる方策】

業務委託契約及び指定管理協定（「穂高荘」、「塩沢江戸川荘」に関する協定（以下、「郊外施設の協定」という。）を除く）における令和 4 年度の江戸川区労働報酬下限額は、1 時間あたり 1,080 円とする。

郊外施設の協定における令和 4 年度の江戸川区労働報酬下限額は、1 時間あたり、各施設の所在する県における最低賃金法で定められている令和 3 年度の地域別最低賃金額とする。ただし、今後、各施設の所在する県における最低賃金法に定められている最低賃金額が改定になった場合は、その額とする。

(2) 業務委託契約・指定管理協定における令和 4 年度労働報酬下限額案

| | |
|---------|---------------------|
| 労働報酬下限額 | 1 時間あたり 1 , 0 8 0 円 |
|---------|---------------------|

ただし、江戸川区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額に関わらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

令和3年12月23日

江戸川区長 斉藤 猛 殿

江戸川区労働報酬等審議会
会長 横山 和子



答 申 書

令和3年12月23日付け、21総用送第349号で諮問のあった、令和4年度労働報酬下限額の設定について、江戸川区公契約条例第39条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

| | |
|-----------------|------------------------------|
| 諮問のあった 案 件 名 | 令和4年度労働報酬下限額の設定 |
| 審議結果・ 答申内容 | 令和4年度労働報酬下限額の設定は、適切であると認めます。 |